

大津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるところにより、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対し、予算の範囲内において交付金を交付し、もって農業の有する自然環境保全機能の発揮の促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この要綱による大津市環境保全型農業直接支払交付金（次条、第4条及び第7条において「交付金」という。）の交付の対象となる者は、交付等要綱別紙第1第1項に規定する対象者であって、交付等要綱別紙第1第2項の事業要件を満たすものとする。

(交付の対象となる農業生産活動)

第3条 交付金の対象となる農業生産活動は、交付等要綱別紙第1第3項に規定する対象農地において行われる交付等要綱別紙第1第4項に規定する農業生産活動等とする。

(交付金の単価等)

第4条 農業生産活動に係る10アール当たりの交付金の単価（次項において「交付単価」という。）は、交付等要綱別紙第1第5項の表②の欄に定める額とする。

2 交付金の額は、農業生産活動の項目ごとに交付単価に実施面積を乗じて得た額の合計額を上限として市長が定める額とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（様式第1号）とする。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告及び交付金の額の確定)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、交付金に係る実績の報告は、第5条に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、交付金は、前条の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第8条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市環境保全型農業直接支払交付金交付請求書（様式第3号）とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年2月6日から施行する。

2 この要綱は、国の環境保全型農業直接支払交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年9月24日から施行し、平成25年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 3 日から施行し、平成 30 年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行し、令和 2 年度分の交付金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 20 日から施行し、令和 5 年度分の交付金から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大津市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 住所

氏名

—

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり交付金の交付を申請します。

農業生産活動	交付単価 (10a 当たり)	実施面積	交付申請額
カバークロープ	6,000 円	a	円
リビングマルチ(小麦、大麦及びイタリアンライグラス)	3,200 円	a	円
リビングマルチ(小麦、大麦及びイタリアンライグラス以外)	5,400 円	a	円
草生栽培	5,000 円	a	円
冬期湛水管理(畦補強等実施、有機質肥料施用)	8,000 円	a	円
冬期湛水管理(畦補強等未実施、有機質肥料施用)	7,000 円	a	円
冬期湛水管理(畦補強等実施、有機質肥料未施用)	5,000 円	a	円
冬期湛水管理(畦補強等未実施、有機質肥料未施用)	4,000 円	a	円
有機農業(雑穀・飼料作物以外、炭素貯留効果の高い有機農業実施)	14,000 円	a	円
有機農業(雑穀・飼料作物以外、炭素貯留効果の高い有機農業未実施)	12,000 円	a	円
有機農業(雑穀・飼料作物)	3,000 円	a	円
堆肥の施用	4,400 円	a	円
炭の投入	5,000 円	a	円
IPM+畦畔人手除草+長期中干し	4,000 円	a	円
希少魚種等保全水田の設置	3,000 円	a	円
緩効性肥料の利用+長期中干し	4,000 円	a	円
緩効性肥料の利用+省耕起	4,000 円	a	円
水田ビオトープ(作溝実施)	4,000 円	a	円
水田ビオトープ(作溝未実施)	3,000 円	a	円
水田の生態系に配慮した雑草管理	4,000 円	a	円
IPM の実践(露地野菜)	4,000 円	a	円
IPM の実践(施設野菜、果樹、茶)	8,000 円	a	円
在来草種の草生による天敵利用	4,000 円	a	円
緩効性肥料の利用+深耕(茶)	8,000 円	a	円
不耕起播種	3,000 円	a	円
長期中干し	800 円	a	円
秋耕	800 円	a	円
殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培	6,000 円	a	円
取組拡大加算(有機農業の新規取組指導)	4,000 円	a	円
合 計			円

注 1 実施面積は、農業生産活動別に構成員の実施面積を合計して、小数点以下の端数を切り捨てた値を記載すること。

2 交付申請額は、農業生産活動の項目ごとの 10 アール当たり交付単価を 10 で除した額に実施面積を乗じた額を記載すること。

大津市環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

住所

氏名

大津市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大津市環境保全型農業直接支払交付金について、大津市補助金等交付規則第7条第1項及び大津市補助金等交付規則第15条の規定により、交付金の交付を決定し、及び交付金額を次のとおり確定したので通知します。

補 助 年 度	年 度
交付の対象となる 農業生産活動の内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 済 額	円
交 付 確 定 金 額	円

交付条件

- 1 補助事業者は、この交付金に関する規則・要綱等の定めるところに従わなければならない。
- 2 1の条件に違反したときは、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- 3 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

大津市環境保全型農業直接支払交付金交付請求書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 住所
氏名

㊟

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の確定のあった大津市環境保全型農業直接支払交付金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度
交付確定金額	円
交付請求金額	円
振込先金融機関	金融機関名 銀行・信用金庫 農協 支店 出張所
	口座の種類 普通・当座
	口座番号
	口座名義
添付書類	